

聖泉大学不正防止委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、聖泉大学における研究活動上の不正行為に関する取扱規程第3条第2項に基づき、聖泉大学（以下「本学」という。）に聖泉大学不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、聖泉大学における研究費の円滑な運営・管理を図るため、次の各号に掲げる事項について審議することを目的とする。

(1) 研究費の不正に関する事項

- 1 不正防止計画の推進
- 2 不正行為の審査
- 3 不正行為認定後の措置および関係者（取引業者を含む。）の処遇の方針

(2) 研究費の取扱いルールに関する事項

(3) 研究費の監査に関する事項

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長（統括管理責任者）
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学科長
- (5) 法人事務局長

(委員の任期)

第4条 前条第1号から第4号の任期は、当該職位に在任する期間とする。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会には、委員のほか委員長が学長の下承を得て、必要と認める者を出席させることができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、不正防止の調査にあたるため、調査専門委員会をおく。

- 2 前項の他に、特定の事項を検討するため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。
- 3 前項に定める専門委員会の組織及び任務については、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務部長が指名する所轄部署において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議を経て学長が行う。

附則

この規程は、平成19年11月6日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年1月12日から施行する。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。